



遺留分対策の方法

私達は生前に自身が築き上げた財産について、遺言書で自由に処分する(誰々に相続させる。国に寄付する等々)権利が認められています。しかし、亡くなられた方の相続人となる方はその方によって生活基盤を維持されていたという側面もある為、一定割合の財産を相続する権利があります。この一定割合の財産を相続する権利を遺留分といいます。よって、遺言書を書く際、生前贈与する際は他の相続人の遺留分を侵害していないかどうか気をつける必要があります。下記に、【遺留分とは…】から始まり【信託による遺留分対策】まで幅広くご説明させていただきます。

遺留分とは…

遺留分とは、一定の相続人のために、相続に際して法律上取得することが保障されている遺産の一定の割合のことをいいます。この遺留分を侵害した贈与や遺贈などの無償の処分は、法律上当然に無効となるわけではありませんが、遺留分権利者が遺留分の減殺請求を行った場合に、その遺留分を侵害する限度で効力を失うことになります。

遺留分の減殺請求とは…

遺留分減殺請求とは、遺留分を侵害された者が、贈与又は遺贈を受けた者に対し、相続財産に属する不動産や金銭などの返還を請求することをいいます。

遺留分の権利者と遺留分の割合

遺留分の権利者は、兄弟姉妹以外の配偶者、子、直系尊属のみです。遺留分割合は、以下の通りです。

遺留分権利者	遺留分
配偶者のみ	全財産の1/2
子のみ	全財産の1/2
子と配偶者	配偶者⇒全財産の1/4 子⇒(全員で)全財産の1/4
配偶者と父母	配偶者⇒全財産の2/6 父母⇒(2人で)全財産の1/6
直系尊属のみ	全財産の1/3
兄弟姉妹	遺留分なし

なお、遺留分の権利者が複数いるときは、個々の相続人の法定相続分を乗じたものが相続人の遺留分の割合となります。

遺留分を持たない相続人

相続人となる資格を有する者が誰であるかというご説明はここでは控えさせていただきますが、被相続人の相続人が兄弟姉妹である場合は、その兄弟姉妹には遺留分がないため、例えば遺言によって『生前お世話になった近所のおじさんに私の財産を全て遺贈する』という旨の遺言があったとしても、兄

弟姉妹には遺留分がないため、遺留分の減殺請求をすることは出来ません。

養子縁組による遺留分対策

養子縁組により各相続人の法定相続分を薄め、遺留分権利者の遺留分を小さくすることにより、遺留分の侵害による問題を軽減することができます。

【事例】被相続人：母 相続人：長男、次男
養子縁組：長男の妻、長男の子とした場合

	ケース1: 養子縁組を行わない場合		ケース2: 養子縁組を行った場合	
	法定相続分	遺留分割合	法定相続分	遺留分割合
長男	2分の1	4分の1	4分の1	8分の1
長男の妻	0	0	4分の1	8分の1
長男の子	0	0	4分の1	8分の1
次男	2分の1	4分の1	4分の1	8分の1

養子縁組をすることにより、長男家族の法定相続割合は2分の1から4分の3に増え、さらに、次男の遺留分を侵害しないように遺言をした場合には、長男家族には最大8分の7まで相続させることが可能になります。

遺留分の放棄とは…

遺留分を有する相続人は、相続の開始前(被相続人の生存中)に、家庭裁判所の許可を得て、あらかじめ遺留分を放棄することができます。これに対して相続放棄は、被相続人の生存中にはすることは出来ず、相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所の許可を得なければなりません。

遺留分放棄に必要な書類

- (1) 申立書(裁判所の所定の雛形があります。)
- (2) 標準的な申立添付書類
 - ・被相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)
 - ・申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)

会社を経営している方が、会社の株式を全て後継者に譲りたいが、その株式が被相続人の財産の大半を占めている場合に他の相続人に事情を説明して、事前に遺留分放棄をしてもらうのもひとつの手ではないでしょうか。そうすることによって、その方は遺留分を失い、遺留分の減殺請求ができないこととなります。

信託による遺留分対策

●ポイント

遺言により財産をすべて会社の後継者に相続させる場合などに、他の相続人の遺留分を侵害してしまい遺留分減殺請求権の行使をされ、財産の一部引渡し又は代償金の支払いが必要になることがあります。

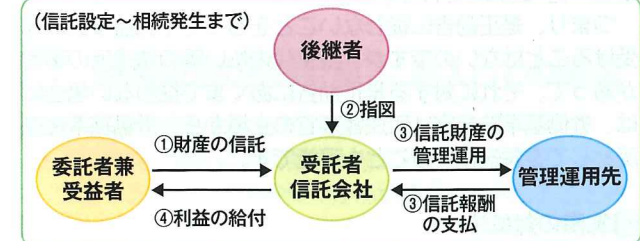
財産の一部引渡しを避けたいが、代償金を支払う資金もすぐに用意できない場合、信託を設定することで時間稼ぎができます。

●手法

受託者(信託会社)との間で、相続発生後も長期間継続する信託を設定します。

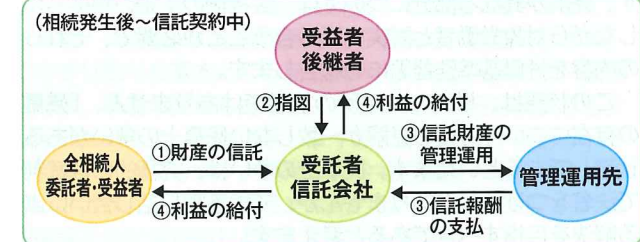
その信託は以下の要件も合わせて設定します。

- ①信託契約満了時の財産の最終帰属者を後継者とする
 - ②相続発生後、信託契約満了までは、後継者以外の遺留分を侵害しないように収益を給付する
 - ③信託契約満了時には後継者が代償金として後継者以外の遺留分を侵害しないだけの代償金を他の相続人に支払う
- これによって遺留分を無くすることはできませんが、相続発生後すぐに遺留分減殺請求を行使されず、渡したくない財産を守るために時間稼ぎができます。



委託者は金銭・不動産などの財産を信託会社に信託します。信託会社は後継者の指図に基づき、信託財産の管理運用を行います。

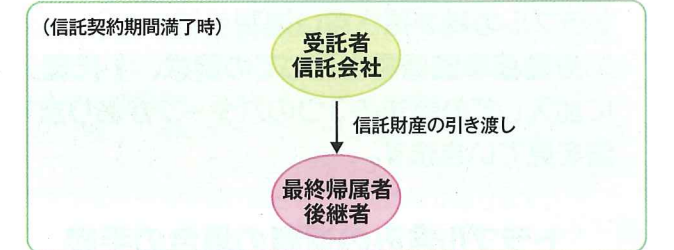
信託会社は運用収益の中から、委託者に利益の給付を行います。



全相続人で委託者の地位を引き継ぐため、遺留分の問題は発生しません。

財産は、生前に指図人として指定されていた後継者が指図を行い、信託会社が管理運用を行います。

信託財産から生じる運用収益から、後継者以外の相続人の遺留分を侵害しない範囲の金銭の給付を行い、残余は後継者が受取ります。後継者は、その残余利益を代償金を支払う目的で蓄積します。



後継者は、信託契約満了時までに蓄積した資金によって、他の相続人への遺留分相当額の代償金の支払いを行います。

遺留分の計算のもととなる財産の価額は、信託契約期間満了時の時価となります。

●効果

代償金の支払時期を延期することができ、その間に代償金支払原資を蓄積することができます。

執筆者紹介



藤岡公認会計士税理士事務所
株式会社日本財務コンサルタンツ
事業財産承継部
清水 克彦

トウマグループは、企業を「明るく、元気、前向き」にする専門家集団として、経営全般・税務会計・人事労務・事業承継・相続・病院医院経営・資産活用等、様々なご相談にワンストップでお応えできる体制を整えております。事業財産承継部では、お客様の立場に立って、「いざ」という時に慌てないように、早期の対策で円滑な相続・事業承継の実現をサポートしています。相続・事業承継問題の解決は、まず一歩踏み出すことから始まります。是非一度お気軽にご相談ください
お役立ち情報満載 ホームページ <http://www.toma.co.jp>

NEWS

セミナー情報
2月16日(水)…ホールディングカンパニー設立のすすめセミナー

新刊書籍「事業承継・相続対策チェックポイント88」好評発売中!
円滑な事業承継や相続対策を考える「入門書」としてピッタリの1冊です。
セミナー・書籍の詳細・お申し込みはホームページからどうぞ。
<http://www.toma.co.jp>

無料相談も承ります。お気軽にお問い合わせください。
TEL03-5201-6580